

いわて感染制御支援チーム運営要綱

平成 24 年 6 月 11 日
岩手県保健福祉部医療推進課

第 1 目的

この要綱は、主に岩手県内における大規模災害や新型インフルエンザによる緊急事態等の健康危機管理事案発生時を想定し、感染制御対策に関して専門的な知識及び技能を有する者による感染制御支援チーム（Infection Control Assistance Team。以下「ICAT」という。）の設置、編成及び運営等について必要な事項を定めることにより、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県内経済に及ぼす影響を最小限に止めることを目的とする。

第 2 組織の編成

- ICAT は、次に掲げる者又は組織とする。
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 15 条第 1 項に規定する積極的疫学調査に係る協力者
 - 岩手県地域防災計画第 21 節「防疫計画」第 3(4)に規定する感染症対策の専門家
 - 岩手県感染症対策委員会の統制の下で感染制御を支援する実動組織
 - 健康危機管理事案の発生により災害医療に係る統括組織、県新型インフルエンザ対策本部等が組織された場合は、その下部組織
- ICAT 構成員については、感染管理に係る認定を受けた医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師並びにこれらに準ずる者の中から、関係団体及び医療機関の推薦に基づき岩手県知事（以下「知事」という。）が指名する。
- 健康危機管理事案の発生時には、避難所等における感染制御のため ICAT 構成員 2～3 名を 1 班とする現地支援班を編成する。現地支援班は、健康危機管理事案の規模、地域、その他の状況に応じ複数編成できる。
- 知事は、必要に応じ ICAT 構成員の中から統括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

第 3 活動内容

- ICAT の活動は、次の内容を基本とする。
 - 探知（センサー機能）

ICAT は、災害等発生時における被災地の状況確認、無線通信機器等を用いた緊急時ネットワークの構築など、知事及び所管の保健所長と協力して感染症法第 15 条第 1 項に規定する積極的サーベイランスを実施し、感染症の兆候を早期に発見する。
 - 未然防止（アセスメント機能）

各現地支援班は、所管の保健所及び市町村と連携の上、週 1～2 回以内の頻度で被災地の避難所等の現地訪問活動を実施し、避難所等のリスクアセスメント、衛生

資器材の確認・調達、具体的な感染制御方針の提示、避難者への衛生教育、臨時の予防接種に係る支援等を行う。

(3) 拡大防止（スクランブル機能）

各現地支援班は、感染症の集団発生の兆候が認められた場合、所管の保健所、医療機関、医療救護班、市町村、避難所自治会等との協働により、衛生資器材の調達、避難者への衛生教育、具体的な感染制御方針に基づく患者の隔離、医薬品予防投与等の措置をとる。

(4) 情報提供（アナウンス機能）

ICAT、知事及び所管の保健所長は、感染症情報等を全避難所や在宅の避難者向けに提供するとともに、医療救護班、保健活動班等の定期的なミーティングに参加するなど、感染制御に必要な情報共有、助言等を行う。

2 ICAT は、前項に掲げるもののほか、第 1 に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

第 4 活動基準、期間等

1 ICAT が活動する際の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内で発生した災害等により感染症法第 12 条から第 14 条までに規定する感染症発生動向等の情報が把握できない場合

(2) 災害救助法第 23 条第 1 項に規定する収容施設のうち、避難所が設置され、感染症の集団発生が危惧される場合

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「新型インフル特措法」という。）

第 22 条に規定する県対策本部が設置され、又は、岩手県内を区域として同法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が公示された場合

(4) 被災地の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請があった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事又は所管の保健所長が特に必要と認めるとき

2 ICAT 活動の開始時期は、健康危機管理事案の発生から概ね 3 日目以降（DMAT の活動期間終了後）とする。ただし、必要に応じ事前調査活動を開始することを妨げない。

3 活動期間は、次に掲げる期間を目安とする。

(1) 感染症法第 12 条から第 14 条までの規定に基づく感染症発生動向調査（定点医療機関等）が回復するまでの期間

(2) 災害救助法第 23 条第 1 項に基づき避難所が設置されている期間

(3) 新型インフル特措法第 22 条に規定する県対策本部が設置され、又は、岩手県内を区域とする同法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が継続している期間

(4) その他、応急的な感染制御対策が必要と認められる期間

4 現地支援班の活動については、次の点に配慮するものとする。

(1) 活動開始及び終了に際しては、市町村、避難所等の状況に十分配慮し、現地の保健所、市町村、医療救護班、保健活動班等との情報共有、活動内容についての協議に努めるものとする。

- (2) 知事又は統括的機能若しくは事務局機能を果たす ICAT 構成員は、必要に応じ、現地支援班相互の情報共有等のための連絡会議を開催するものとする。
- (3) ICAT 活動は、被災地等の健康危機管理事案の最前線において感染拡大や重症化を防止し、災害拠点病院、後方支援病院等への過度の患者集中が生じないためのトリアージの性格をも有することから、活動に際しては地域の医療体制の維持・確保、県民生活の混乱回避等の観点を重視するものとする。
- (4) ICAT 活動を開始する現地支援班は、被災地を所管する保健所に参集するものとする。ただし、事情により当該保健所に参集できない場合には、最も早く到着可能な災害拠点病院に参集するものとする。
- (5) ICAT 構成員が所属する医療機関の長は、ICAT 構成員を現地支援班として派遣したときは、当該活動を支援するため、後方支援体制の確保を図るものとする。

第 5 活動要請及び自主的出勤

- 1 知事又は所管の保健所長は、第 4 の 1 各号の活動基準に該当すると認めるときは、ICAT 構成員が所属する医療機関の長に対し ICAT 活動を要請するものとする。
- 2 被災地の市町村長は、第 4 の 1 の(4)の要請に関し、通信の途絶等により知事に要請することができないとき又はそのいとまのないときは、適当と認める医療機関の長に直接 ICAT 活動を要請することができる。
- 3 前項の規定により ICAT 活動を要請した市町村長は、速やかに知事に報告し、承認を得なければならない。この場合において、知事の承認を得た活動については、知事の要請に基づく活動とみなす。
- 4 ICAT 構成員が所属する医療機関の長は、県内で第 4 の 1 の(1)から(3)に該当する健康危機管理事案が発生したと判断したときは、知事からの要請を待たずに ICAT 活動を開始させることができる。
- 5 前項の規定により ICAT 活動を開始させた医療機関の長は、速やかに知事に報告し、承認を得なければならない。この場合において、知事の承認を得た活動については、知事の要請に基づく活動とみなす。

第 6 平常時の訓練その他の活動

- 1 知事及び各保健所長は、県が行う防災訓練、災害医療訓練等に際し、ICAT 又は現地支援班の参画を求めることができるものとする。
- 2 知事及び各保健所長は、感染制御対策のために必要がある場合は、第 4 に規定する活動基準及び期間にかかわらず、ICAT 又はその構成員に対し技術的な助言その他の協力を要請することができるものとする。
- 3 知事及び各保健所長は、前 3 項に掲げるもののほか、ICAT、医療機関、市町村、関係団体等との情報共有、連携確保のための必要な措置を講ずるものとする。

第 7 費用弁償等

- 1 ICAT 活動に要する経費は、健康危機管理事案の性質により災害救助法、感染症法、新型インフル特措法等に基づき、原則として知事が ICAT 構成員に対し直接支弁する。

2 前項の規定にかかわらず、ICAT の編成及び運営等に関する経費を ICAT 構成員が所属する医療機関が負担した場合は、ICAT 構成員が所属する医療機関の長（県立の医療機関にあつては、医療局長）は、災害救助法第 33 条の規定又は岩手 DMAT 運営要綱第 14 の規定に準じ、知事に対してその費用を請求することができる。

第 8 災害対策本部が設置された場合の対応

災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合の対応については、「知事」とあるのは「県本部長」と、「市町村長」とあるのは「市町村本部長」と読み替えて、この要綱を適用する。

第 9 補則

この要綱の実施に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。